

公立大学法人福山市立大学 一般事業主行動計画

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性職員がその個性と能力を十分に発揮し、男性職員と共に活躍できる職場づくりを図ることができるようにするため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日までの 4 年間

2 内容

目標 年次有給休暇の取得率を「付与される日数の 35%以上」にする。

<取組内容>

- ・大学の長期休業期間、年末年始等における連続休暇の取得を促進する。
- ・管理監督者が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の職員にも一層の休暇取得を促す。
- ・定期的に年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、休暇取得計画表等を作成し、年次有給休暇の計画的な取得を促進する。
- ・子育て・介護等を行う職員が必要に応じて円滑に休暇を取得できるよう業務分担の工夫を行う。

<実施時期>

計画期間中の各年の四半期ごとに制度の周知や取得実績の確認を行うなど、取得しやすい職場づくりに努め、取得率の向上につながる実効性のある取組とする。